

# 石巻市議会災害対策会議設置要綱

(平成25年10月28日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、石巻市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 宮城県に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき。
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (5) その他議長が認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、議員及び市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害情報を収集・整理し、石巻市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に情報提供を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 市対策本部に対し要望及び提言を行うこと。
- (4) 必要に応じて国、県等に対し、要望活動を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派代表者をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。